別図第五号(第36条の2第1項第5号及び第6号関係)

同期符号	通報形式の区分 (注1)	識別表示の種類	自局の識別信号 (注2)	誤り検定符号	通報

注1　短通報の場合は「0」、長通報の場合は「1」であること。

注2(1)　識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2)　引き続いて遭難の位置等を送信することができる。